

社会福祉法人五霞町社会福祉協議会登録介護員に関する規則

平成16年 1月26日

五社協規則第 3 号

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人五霞町社会福祉協議会（以下「本会」という。）登録介護員に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(登録介護員の定義)

第2条 この規則における登録介護員とは、本会が運営する訪問介護・通所介護事業において、事業の特殊性上一時的及び断片的に就労する職員とする。

(登録手続き)

第3条 登録介護員を希望する者は次の各号に定める書類を添え、事務局長の決裁を受けなければならない。

- (1) 登録介護員申込書兼履歴書
- (2) 保持する資格証明書及び免許証の写し
- (3) 銀行口座名
- (4) 誓約書
- (5) 健康診断書
- (6) その他必要と認める書類

(登 録)

第4条 登録介護員は次の条件を備える者の内から、選考のうえ登録を決定する。

- (1) 職務の遂行に必要な資格・免許又は知識・技能を有する者
- (2) 健康で訪問介護・通所介護事業に積極的に取り組む意欲を有する者

(登録及び任用期間)

第5条 登録介護員の登録期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、満70歳までの者とする。ただし、満了期間前30日までに本人から申し出がない限り、同条件で継続されるものとする。

2 登録介護員の任用は単年度とする。

(勤務条件の明示)

第6条 本会は、登録介護員との労働契約は登録介護員労働雇用契約書（様式1）により行い、締結に際しては契約期間、就業場所、従事する業務、従事条件等を明らかにするとともにこの規則を備え付けまたは交付し、勤務条件を明示するものとする。

(服務心得)

第7条 登録介護員は次の事項を守らなければならない。

- (1) 本会の諸規程を守り、業務上の指示・命令に従って誠実に業務を遂行すること
- (2) 本会の名誉又は信用を傷つけるような行為をしないこと
- (3) 自己の業務を正確かつ迅速に処理し、常に業務能率の向上に努力すること
- (4) 特に承認を得た場合を除くほか、勤務時間中は業務に専念すること
- (5) 業務上知り得た秘密事項を他に漏らさないこと。その職を退いた後も又同様とする
- (6) 業務に関し、供応及び贈与を受けないこと
- (7) 施設管理者の承認を得ず施設内で集会を開催し、又は文書その他の印刷物の掲示等をしないこと

(報告)

第8条 登録介護員が就労した場合は、始業時刻及び終業時刻を自らヘルパー活動実績集計表に記入するとともに、ヘルパー活動記録票を提出し業務報告をしなければならない。

(勤務時間)

第9条 登録介護員の勤務時間は、4週間を平均し1週間について38時間45分を超えないものとなるように勤務表により定める。

- 2 登録介護員各人の勤務日及び勤務時間等は、本人の登録ヘルパー申込書を考慮して決定する
- 3 勤務表で定めた具体的な勤務日及び勤務時間については、登録介護員の都合により、又は利用者及び本会の都合により、その日の前日までの申し出によりこれを変更することができる。

(有給休暇)

第10条 登録介護員の有給休暇日数は、労働基準法に定めにより付与する。

- 2 有給休暇は、登録介護員より請求があった場合に与える。ただし、本会の業務に支障があると認められる場合には、他の時期に与えることができる。
- 3 有給休暇は、1日を単位とする。

(有給休暇の承認)

第11条 登録介護員が休暇を受けようとするときは、予め休暇願により事務局長の承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない理由によりその承認を受けることができなかつたときには、その理由を付して事後速やかにその手続きをとらなければならない。

(有給休暇の時効)

第12条 有給休暇を請求する権利は、翌年度に繰り越すことが出来ない。

(賃 金)

第13条 登録介護員の賃金、手当等は、別表1で定める。

(早朝・夜間手当)

第14条 登録介護員が、移動支援以外で次の時間に就労した場合は、早朝・夜間手当を別表1のとおり支給する。

(1) 午前7時から午前8時30分

(2) 午後5時30分から午後9時

(給与の支払)

第15条 登録介護員に支給する給与は毎月末日締め翌月15日払いとし、予め指定した銀行口座に振り込むものとする。ただし、15日が本会就業規程第21条に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日を支給定日とする。

(健康診断)

第16条 登録介護員の日常において自己の健康管理に留意しなければならない。

2 登録介護員は、採用時及び毎年1回自費により健康診断を受け、本会に提出する。

3 健康診断の結果、必要と認めるときは、本会は、就業の停止、治療その他保健衛生上必要な措置をとることがある。

(労働保険・社会保険)

第17条 労災保険・雇用保険・健康保険及び厚生年金保険の被保険者の適用を受ける者については、必要な手続きをとる。

(災害補償)

第18条 登録介護員が、業務上の事由または通勤により負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合は、労働基準法等により災害補償を行う。

(登録抹消)

第19条 登録介護員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 登録抹消を願い出て、その承認があったとき

(2) 精神又は身体の障害により、業務に耐えられないと認められたとき

(3) やむを得ない理由により本会の事業を縮小したとき

(4) 死亡したとき

(5) 第7条に定める服務に違反したとき

(6) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

(委 任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

付 則

この規則は平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成21年8月1日から施行する。

付 則

この規則は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

別紙1

1. 訪問介護

提供区分	賃 金	備 考
生活援助 0.5時間	500円	
生活援助 1時間	1,000円	
身体介護 20分未満	400円	
身体介護 0.5時間	600円	
身体介護 1時間	1,200円	
業務時の移動 (報告書作成を含む)1回	300円	A宅→B宅 B宅→事業所への移動 ※自宅→A宅は、通勤時間なので 対象外

【諸手当】

交通費	300円	1日につき4件以上 4件未満は支給無し
早朝・夜間勤務手当	50円	1件につきプラス
キャンセル料 1件 (30分以上1時間未満)	300円	利用者からの突然のキャンセル等により、使用者の都合で休業する場合 (生活援助の100分の60基準)
1件 (1時間以上)	600円	

2. 移動支援

提供区分	1 回	備 考
就学を伴うもの	1,500円	
その他	700円	

3. 通所介護

提供区分	時 給	備 考
生活援助・身体介護 1時間	750円	

4. 休日勤務手当

提供区分	時 給	備 考
訪問介護等 (ヘルパーが行なう事業)	1件 100円	
通所介護	1日 500円 (半日250円)	食堂業務は対象外

